不利益処分に関する処分基準 個票

都市建設部 建築指導課

								在太阳寺區
	不	利益処分の内容	私道の変更又は廃止の制限					
	根拠	退法令等及び条項	建築基準法第45条第1項					
		根拠条項	建築基	準法第	4 5条	第1項		
		参考事項						
		設定等年月日	平成	年	月	日設定		
			平成	年	月	日最終変更		
		【基準】						

私道の変更又は廃止によって、その道路に接する敷地が第43条第1項の規定又は同

条第3項の規定に基づく条例の規定に抵触することとなる場合においては、特定行政庁 は、その私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限することができる。 処 分 基 準